

八千代市電子入札システム運用基準

1. 総則

1-1 趣旨

この運用基準は、電子入札システムの適切かつ円滑な運用を図るため、関係法令、八千代市財務規則（平成8年八千代市規則第15号）及び八千代市電子入札約款に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

1-2 用語の意義

(1) 電子入札システム

八千代市が発注する工事又は製造の請負、物品の買入れその他の契約に係る入札に関する事務をコンピュータとネットワーク（インターネット）を利用して処理するシステムをいい、ちば市町村共同利用電子調達システムにおける電子入札システムを利用するものとする。

(2) 入札情報サービス

入札公告、入札結果等に関する情報をインターネット上に公表するシステムをいい、ちば電子調達システムにおける入札情報サービスを利用するものとする。

(3) 入札参加資格者名簿

八千代市競争入札参加資格者名簿をいう。

(4) 電子入札

電子入札システムにより処理する入札をいう。

(5) 紙入札

紙に記載した競争入札参加資格確認申請書、入札書及び見積書等を使用して行う入札をいう。

(6) ICカード

ちば電子調達システムを利用できる認証局（以下「対応認証局」という。）が発行した電子的な証明書を格納しているカード（以下「ICカード」という。）をいい、入札参加者と八千代市の双方でインターネットなどを利用した電子文書のやり取りを行う際に、なりすましや改ざんを防止するために使用される。

(7) 電子くじ

電子くじの公平性を保つため、入札参加者が入力した任意の数値（くじ入力番号）と処理時刻を用いた演算式により、コンピュータで落札者を決定するシステムをいう。

(8) サポートデスク

ちば電子調達システム利用上の問い合わせの受付及び回答を行う機能をいう。

2. 共通事項

2-1 電子入札システムについて

電子入札システムとは、入札過程におけるコストの縮減、入札・契約事務の透明性を図ることを目的として、入札手続き及びこれに関連する情報の公表等をインターネットを利用して行うシステムである。

このシステムは、八千代市が案件登録、入札参加資格、入札書等の受付確認、開札執行、開札結果の通知などを行う「発注者機能」、入札参加者が入札書提出などを行う「受注者機能」、電子データの授受、非改ざん等を保証する「電子認証機能」などから構成される。

2-2 電子入札システムの利用者について

電子入札システムを利用する者は、八千代市競争入札参加資格者名簿に登録され、電子入札システムの利用者登録をした者とする。

2-3 対象入札案件

この基準は、電子入札により発注する、工事又は製造の請負、物品の買入れその他の契約に係る調達案件に適用する。

この基準を適用する入札にあつては、原則として全ての入札参加者が電子入札システムにより電子入札を行うものとする。

2-4 入札情報サービスについて

入札情報サービスにおいて、調達案件や入札結果などの情報をインターネット上に公表することで、電子入札の透明性の向上を図るものとする。

2-5 システムの運用時間

電子入札システムの運用時間は、原則として8時から24時までとする。また、入札情報サービスの運用時間は、原則として24時間とする。ただし、システムメンテナンス等によりシステムを停止できるものとし、その場合は、ちば電子調達システム受注者ポータルページ又は八千代市ホームページにおいて公表するものとする。

3. 電子入札システム

3-1 ICカードの取扱いについて

3-1-1 ICカードの名義人について

ICカードの名義人（商号又は名称、住所を含む。以下同じ。）は、八千代

市の競争入札参加資格者名簿に登載された者の代表者又は代理人（年間委任状における入札に関する権限の受任者をいう。以下同じ。）とする。ただし、代理人は代表者のＩＣカードを利用できるものとする。

なお、名義人の変更等の事由が発生した場合、必要に応じて再取得の手続きを行うものとする。

3-1-2 利用者登録について

電子入札に参加しようとする者は、ＩＣカードの取得後（再取得を含む。）、電子入札システムの利用者登録を行わなければならない。

3-1-3 利用者登録内容の変更について

電子入札システムの利用者登録事項に変更が生じた場合、速やかに登録内容の変更を行うものとする。

3-1-4 ＩＣカード複数枚の登録について

入札参加者は、ＩＣカードの喪失又は破損等に備えて、予備のＩＣカードを購入し、あらかじめ利用者登録を行うことを推奨する。

3-1-5 ＩＣカードの更新について

入札参加者は、入札書の提出から開札手続きが終了するまで同一のＩＣカードを使用するものとし、開札予定日前にＩＣカードの有効期限が切れることがないように、ＩＣカードの更新を行うものとする。

ただし、更新のための新規ＩＣカードは、「所属組織名」「所属組織の本店所在地」「利用者氏名」「利用者の住所（ローマ字表記）」のカード登録内容のすべてが旧ＩＣカードと一致するものとする。

なお、ＩＣカードの更新後には、旧ＩＣカードは有効期限内であっても利用不可能となるため注意するものとする。

3-1-6 ＩＣカードの失効について

以下の事象が発生した場合、ＩＣカードが失効となるため、速やかに認証局へＩＣカードの失効申請を行うものとし、必要に応じて再取得の手続きを行うものとする。

- ① 紛失・盗難
- ② 破損
- ③ 利用中止
- ④ ＩＣカードがロックした時（ＩＣカード用ＰＩＮの誤入力）
- ⑤ 名義人となっている代表者を変更した時
- ⑥ 以下に示す、電子証明書情報を変更した時
 - ・利用者氏名

- ・利用者の住所
- ・所属組織名
- ・所属組織の本店所在地

(登記事項証明書記載の本店住所が変更となった場合のみ)

⑦ 利用者が退職した時

3-1-7 特定建設工事共同企業体におけるICカードの取扱い

特定建設工事共同企業体(以下「特定JV」という。)用に使用できるICカードは、当該特定JVの代表構成員の代表者又は代理人のICカードとする。

3-2 入札参加申し込み及び指名通知の取扱いについて

3-2-1 競争入札参加資格確認申請書等の提出について

一般競争入札に参加しようとする者は、電子入札システムにより競争入札参加資格確認申請書等を提出しなければならない。提出にあたっては、入札参加申込締切日時から相当な時間余裕を持って行うものとする。

3-2-2 入札参加申込締切日時を変更した場合について

八千代市は、入札参加申込締切日時を変更した場合、入札参加申込みをした者に対し電話等により連絡するとともに、八千代市ホームページにおいて速やかに公表するものとする。

3-2-3 案件が変更された場合について

八千代市は、調達案件情報を修正した場合、入札参加申込みをした者に対し電話等により連絡するとともに、八千代市ホームページにおいて速やかに公表するものとする。

3-2-4 案件が取り消しされた場合について

八千代市は、入札参加申込締切日時前、入札書受付締切予定時刻前及び開札前に調達案件を取り消した場合、既に提出済みの競争入札参加資格確認申請書、入札書等を無効とし、入札参加申込みをした者に対し電子入札システムにより中止通知書を発行するとともに、八千代市ホームページにおいて速やかに公表するものとする。

3-2-5 指名通知について

指名通知は、電子入札システムにより行うものとする。ただし、特別の事情があると八千代市が認める場合はその他の方法によることができるものとする。指名通知書の内容は、以下のものとする。

- | | | |
|--------|---------|---------|
| ・企業ID | ・企業名称 | ・代表者氏名 |
| ・通知書番号 | ・調達案件番号 | ・調達案件名称 |

- ・入札方法
- ・入札締切日時
- ・開札予定日時
- ・その他連絡事項

3-3 入札書の取扱いについて

3-3-1 入札書の提出について

入札参加者は、電子入札システムにより入札書を提出しなければならない。

入札書の提出は、あらかじめ八千代市が設定した入札書受付締切予定日時をもって、システムにより締切るものとし、八千代市は、入札書受付締切以降いかなる場合においても入札書を受付けないものとする。入札書の提出にあたっては、入札書受付締切予定日時から相当な期間余裕を持って行うものとする。

3-3-2 入札書受付締切予定日時を変更した場合について

八千代市は、入札書受付締切予定日時を変更する場合、電子入札システムにより入札参加者に対し日時変更通知書を発行するものとする。

3-3-3 入札の辞退について

入札参加者は、入札を辞退する場合、入札書受付締切予定日時までに電子入札システムにより辞退届を提出するものとする。ただし、辞退届を提出した後は、開札前後を問わず、撤回をすることはできない。

3-3-4 入札書未提出の取扱いについて

入札参加者が、入札書受付締切予定日時までに、入札書又は辞退届の提出がなかった場合、「未入札」として取り扱うものとする。

3-4 添付書類の取扱いについて

3-4-1 必要書類の提出について

一般競争入札参加資格確認申請に必要な書類及び見積内訳書の提出は、電子入札システムの添付機能を利用して行うものとし、電子ファイルの容量は3MB以内とする。

添付する書類のサイズが合計3MBを越える場合、別途指定がある場合及び添付することが困難な書類にあっては、持参により契約担当課へ提出するものとする。また、提出期限は、電子入札のシステム提出期限と同一とし、期限内必着とする。ただし、これらの規定にかかわらず、別途指定がある場合は、それに従うものとする。

3-4-2 必要書類の再提出について

競争入札参加資格確認申請書等に添付した書類に誤り等があり受付票を受理していない時は、参加申込締切日時までに八千代市に電話で再提出の申し入れを行い、承認を得たものに限り必要書類の再提出ができるものとする。

3-4-3 添付ファイルの形式について

添付する電子ファイルの作成に使用するアプリケーション及びファイル形式は次のとおりとする。

No.	使用アプリケーション	保存するファイル形式
1	Microsoft Word	Word2007 形式以下での保存
2	Microsoft Excel	Excel2007 形式以下での保存
3	PDF ファイル	Acrobat8 以下で作成したもの
4	テキストファイル	—
5	画像ファイル	JPEG 及び GIF 形式

注：ファイル名に半角の「&」、「、」は利用できないので注意すること。

ファイルの圧縮形式は、ZIP または LZH 形式に限定し、自己解凍形式（EXE 形式）は無効とする。

3-4-4 ウィルス対策について

入札参加者は、ウィルス対策用のアプリケーションソフトを導入の上、常に最新のパターンファイルを適用し、書類を作成、添付する際に、必ずウィルス感染のチェックを行うものとする。

八千代市は、添付された書類にウィルス感染の疑いがある場合、速やかに当該書類を添付した者に連絡し警告するとともに、書類の提出方法等、対応について協議するものとする。

3-5 開札について

3-5-1 開札方法について

八千代市は、事前に設定した開札予定日時後速やかに開札を行うものとする。

ただし、紙入札があった場合には、入札執行職員が、紙媒体の入札書を開封し、その内容を電子入札システムに登録した後、電子入札書を一括開封し落札者決定を行うものとする。

3-5-2 開札時の立ち会いについて

入札参加者は、開札に立ち会うことができるものとする。立ち会いを希望する場合は、開札日前日までに八千代市に連絡するものとする。

なお、代表者もしくは受任者以外の者が立ち会う場合は、立会委任状（様式1）を開札時に提出するものとする。

また、紙入札による入札参加者は、紙媒体の入札書を持参により提出し、

開札に立ち会うことができるものとする。

3-5-3 落札者決定について

八千代市は、落札者が決定した場合、電子入札システムにより入札参加者全員に落札通知書を発行するものとする。

3-5-4 くじになった場合の取扱いについて

八千代市は、開札の結果、落札となるべき同価格の入札参加者が二人以上あり、くじにより落札者の決定を行うこととなった場合は、ただちに電子入札システムにより電子くじを実施し、落札者を決定するものとする。

紙入札があった場合、入札執行者が入札書に記載されたくじ番号を電子入札システムに入力するものとする。入札書にくじ番号の記載がない場合は、電子入札システムのくじ番号自動生成機能により生成した番号をくじ番号とする。

3-5-5 再度入札について

八千代市は、再度入札が必要な場合、入札参加者のうち再度入札の対象者に対し、電子入札システムにより再入札通知書を発行するものとする。

入札書又は見積書（以下「再入札書等」という。）の提出期限は、原則として初回開札日の翌日以降とし、八千代市が「すべての再入札書等の提出が確認できれば直ちに開札する」旨を再入札通知書又は見積依頼通知書に明記している場合、すべての再入札書等の提出を確認後、直ちに開札できるものとする。

3-5-6 不落随意契約について

八千代市は、不落随意契約（落札者がいないときの随意契約）に移行する場合、電子入札システムにより見積依頼対象者に見積依頼通知書を発行するものとする。

3-5-7 入札の保留について

八千代市は、入札を保留する場合、電子入札システムにより入札参加者全員に保留通知書を発行するものとする。

3-5-8 開札の延期について

八千代市は、開札を延期する場合、電子入札システムにより入札参加者全員に日時変更通知書を発行するものとする。

3-5-9 入札の取り止めについて

八千代市は、入札不調等により入札を取り止める場合、電子入札システムにより入札参加者全員に取止め通知書を発行するものとする。

3-5-10 入札結果公表について

八千代市は、開札後速やかに入札結果を入札情報サービス又は八千代市ホームページにおいて公表するものとする。

3-6 電子入札案件に紙入札により入札に参加する場合

3-6-1 紙入札により入札に参加を認める場合の条件について

八千代市は、次の事由に該当する場合に限り、紙入札による入札参加を認めるものとする。

- ① ICカードの記載事項（名義人等）の変更により電子入札システムが利用できない場合
- ② ICカードの失効及び破損等でICカードが使用できなくなり、ICカード再発行の申請中の場合
- ③ 自然災害等によりパソコン、インターネット環境等のシステム障害及びやむを得ないと認められる事由により、入札締切日時までに入札書が提出できないことが予想される場合
- ④ その他、八千代市がやむを得ないと認めた場合

3-6-2 紙入札により入札に参加する場合の取扱いについて

入札参加者は、前項の理由により電子入札システムを利用できない場合、「紙入札方式参加届出書」(様式2)を八千代市へ持参し提出するものとする。また、電子入札業者として入札に参加したのち、前項各号の理由により電子入札システムを利用できない場合、入札書受付締切予定日時までに「紙入札方式参加届出書」(様式2)を発注機関へ持参し提出するものとする。ただし、紙入札による入札参加者として届出した後に電子入札による入札参加は認めないものとする。

3-6-3 紙入札による入札参加者の書類提出期限及び提出場所等について

紙入札により入札に参加する場合の競争入札参加資格確認申請書及び入札書等の提出期限、提出場所及び提出方法は、「紙入札方式参加届出書」(様式2)を八千代市に提出した後に通知するものとする。

3-6-4 紙入札業者の再度入札について

八千代市は再度入札となった場合3-5-5の規定により再度入札を実施するため、紙入札業者は八千代市の指定した場所に入札書を提出するものとする。

4. システム障害等の取り扱いについて

4-1 発注機関のトラブル

八千代市は、電子入札システム用サーバー及びネットワークなどに障害が発生し、入札に関する事務を処理出来ないことが判明した場合、その原因、復旧見込み等を調査検討し、入札の延期、紙入札への移行など運用の変更を行うものとする。

この場合、八千代市は状況に応じて八千代市ホームページ、電子メール、電話及びFAX等の手段により入札参加者（入札参加希望者を含む）に連絡・公表する。

4-2 入札参加者のトラブル

4-2-1 ICカードを紛失又は破損した場合

入札参加希望業者は、入札参加申請前にICカードを紛失又は破損した場合、速やかに認証局に電話連絡を行い、認証局の指示に従いICカードを無効とする申請及び再発行の手続きを行うものとし、ICカード再発行後、新たに利用者登録を行うものとする。

4-2-2 プロバイダ障害、回線障害及び認証局障害の場合

入札参加者は、プロバイダ障害、回線障害及び認証局障害の場合、インターネット接続業者又は認証局等に電話連絡を行い、障害の状況を調査し、長時間復旧の見込みがたたない時は、速やかに3-6の規定により電子入札業者から紙入札業者へ移行手続きを行うものとする。

また、入札参加希望者は電子入札参加前に、インターネット接続業者又は認証局等のホームページにアクセスし、サービスの運用状況等のチェックを行うものとする。

4-2-3 停電が起こった場合

入札参加者は、天災、電力会社の原因による広域的・地域的な停電が発生した場合、テレビ・ラジオ等のメディア情報により、復旧の状況を調査し、長時間復旧の見込みがたたない時は、速やかに3-6の規定により電子入札業者から紙入札業者へ移行手続きを行うものとする。

4-2-4 その他の場合

入札参加者は、上記以外の事象により電子入札システムに参加できなくなった場合、又は、電子入札に関する質問等がある場合、ちば電子調達システムの受注者ポータルページに掲載してある、よくある質問（FAQ）を参照し、該当事例がある場合は、その対応方法に従い対応するものとする。

また、上記により対応できない場合は、サポートデスクに問い合わせをし、その指示に従い対応するものとする。

5. 不正行為等の取り扱いについて

5-1 ICカードを不正使用等した場合の取扱いについて

八千代市は、入札参加者が次に掲げる場合その他ICカードを不正に使用等した場合には、当該入札参加者の指名を取り消す等、当該入札への参加を認めないことができるものとする。

落札後に不正使用等が判明した場合には、契約締結前であれば、契約締結を行わないことができるものとする。

また、契約締結後に不正使用等が判明した場合には、契約を解除できるものとする。

不正に使用等した場合の例示

- ① 他人のICカードを不正に取得し、名義人になりすまして入札に参加した場合
- ② 代表者又は利用者に関する情報が変更となっているにもかかわらず、変更前の代表者又は利用者のICカードを使用して入札に参加した場合
- ③ 同一案件に対して、故意に複数のICカードを使用して複数の競争入札参加資格確認申請書や入札書を提出して入札に参加した場合

5-2 添付された書類にウィルス感染があった場合

3-4-4の規定により、八千代市が警告したにも関わらず有効な処置を講じず、再度ウィルスに感染の疑いのある書類を添付した者については、指名停止等の措置を行うことができるものとする。

6. 免責事項

6-1 電子入札システムの改修、運用の停止等

八千代市は、必要があると認めるときは、電子入札システムの改修、運用の停止、中止及び中断を予告なく行うことができるものとする。この場合において発生した利用者の損害について、八千代市は一切の責任を負わないものとする。

6-2 電子入札システム運用基準の変更

八千代市は、利用者への事前の通知を行うことなくこの基準を変更できるものとする。利用者は、利用の都度、基準を確認することとし、基準の変更後に電子入札システムを利用した場合は、変更後の基準に同意したものとみなす。

附 則

この運用基準は、平成20年6月1日から施行する。

附 則

この運用基準は、平成 22 年 3 月 25 日から施行する。

附 則

この運用基準は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この運用基準は、平成 24 年 1 月 10 日から施行する。

附 則

この運用基準は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

様式 1

立 会 委 任 状

年 月 日

(あて先) 八千代市長

住 所

商号又は名称

代表者職氏名

㊟

(受任者)

私は都合により次の者を代理人と定め、下記案件の開札立会いに関する一切の権限を委任いたします。

代理人氏名

㊟

記

1 工事等の名称 _____

2 工事等の場所 _____

様式 2

紙 入 札 方 式 参 加 届 出 書

年 月 日

(あて先) 八千代市長

住 所

商号又は名称

代 表 者

④

(受任者)

下記案件について、八千代市電子入札システムによる電子入札に参加できないので、紙入札による参加を届出します。

記

1 工事等の名称 _____

2 工事等の場所 _____

3 電子入札システムに参加できない理由 (□にチェックしてください。)

ICカードの取得中

新規取得 記載事項変更のための再取得 失効・破損等による再取得

その他 (具体的に記載してください。)

